別添

こ成母第909号
令和8年10月1日

各（都道府県知事／保健所設置市長／特別区長）殿

こども家庭庁成育局長

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

本日、母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号。以下「規則」という。）の一部を改正する、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第91号。以下「改正府令」という。）が別添のとおり公布されたところです。

改正府令の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いします。

記

1　改正の趣旨

母体保護法（昭和23年法律第156号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、女子に対して内閣総理大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者（以下「受胎調節実地指導員」という。）でなければ業として行ってはならないとされており、都道府県知事の指定を受けようとする者は、母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号。以下「規則」という。）別記様式第8号の申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならないとされている。

また、法第25条に基づき、医師又は指定医師は、法第3条第1項の規定によって不妊手術を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて都道府県知事に届け出なければならないとされており、届出は、規則別記様式第12号による報告

書（以下「不妊手術実施報告票」という。）によらなければならないとされている。

今般、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和７年法務省令第９号）が令和７年５月 26 日に施行され、特定の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書及び戸籍に記載することができるものとする規定が整備されたことや、都道府県における不妊手術実施報告票の運用実態を踏まえ、届出の円滑化の観点から、所要の改正を行うもの。

２　改正の内容

⑴　受胎調節実地指導員の被指定者の名簿等の記載事項の改正

規則第 11 条第２号において、母体保護法施行令（昭和 24 年政令第 16 号）第２条の規定により、受胎調節実地指導員の被指定者の名簿に記載すべき事項として「本籍」が規定されているところ、名簿及び申請書（規則別記様式第８号）において、「本籍」を記載するとされている箇所については、外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等をいう。）を記載するものとした。

これに併せ、規則第 12 条に基づき、被指定者が、本籍又は氏名を変更の申請を行う際に添付すべき書類については、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の３に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第 71 号）に定める特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）を、出入国管理及び難民認定法第 19 条の３各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写しとした。

⑵　不妊手術実施報告票の様式改正

不妊手術実施報告票（規則別記様式第 12 号（2））について、「手術を受けた者の氏名」の欄を「手術を受けた者の番号」に改めるもの。なお「手術を受けた者の番号」欄の記載にあたっては、各月ごとに不妊手術を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

3　施行期日等

(1)　令和８年 10 月１日から施行すること。

(2)　改正府令の施行の際現にある旧様式により使用されている書類は、改正府令による改正後の様式によるものとみなすこと。

(3)　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

【添付資料】

（別添）官報「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和８年内閣府令 91 号）

○内閣府令第九十一号

母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第二条及び第八条の規定に基づき、並びに母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第二十五条の規定を実施するため、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令

母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（名簿の記載事項） **第十一条**　令第二条の規定により、名簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）。以下同じ。）及び住所 ［三～七　略］ （指定証の訂正） **第十二条**　被指定者は、本籍又は氏名を変更したときは、指定証及び戸籍抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の訂正を申請しなければならない。 備考　表中［　］の記載は注記である。	（名簿の記載事項） **第十一条**　令第二条の規定により、名簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　［同上］ 二　本籍及び住所 ［三～七　同上］ （指定証の訂正） **第十二条**　被指定者は、本籍又は氏名を変更したときは、指定証及び戸籍抄本を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の訂正を申請しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第十二号（二）を次のように改める。

別記様式第十二号（二）（第二十七条関係）

不　妊　手　術　実　施　報　告　票

（令和　年　月　分）

作成年月日　令和　年　月　日

(1)　手術を受けた者の番号		(2)　手術を受けた者の性別	男　女
(3)　手術を受けた者の居住地	都道府県　郡市区町村　支庁	(4)　手術を受けた者の年齢	満　年
(5)　該当条文	1　3条1項1号 2　3条1項2号	(6)　手術を受けた理由	
(7)　手術を施した月日	月　日	(8)　手術の術式	
備考			

日本産業規格A列5番

記載上の注意

1　「手術を受けた者の番号」欄については、各月ごとに不妊手術を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。

2　「手術を受けた者の性別」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

3　「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○で囲むこと。

4　「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。

5　「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となつた事実、たとえば配偶者が子癇のため生命に危険、本人が心疾患等を記入すること。

6　「手術の術式」欄には、実施した術式を、母体保護法施行規則第1条による術式名で記入すること。